

トロンフォーラム資料利用規約

この規約(以下「本規約」といいます)は、本規約お客様情報欄記載のお客様がトロンフォーラム(以下「当フォーラム」といいます)が発行する資料(以下「本件資料」といいます)を、当フォーラムおよび当フォーラムが販売を委託するパーソナルメディア社のウェブショップ(以下「本ウェブショップ」といいます)を通じて入手する、本件資料の購入、利用等に関する条件を定めるものです。

第1条 購入いただけるお客様

本件資料を購入いただけるお客様は法人に限定させていただきます。ただし、不特定多数への閲覧を目的とした図書館、資料館等が購入される場合については、本規約とは別に定める利用条件を適用するものとします。

第2条 売買の成立

お客様が本ウェブショップを通じて本件資料を購入される売買契約の成立は、お客様のご注文後、パーソナルメディア社が本件資料をメールに添付して送付したとき、または、お客様が本件資料をダウンロード可能な状態となったときとします。ただし、お客様の支払方法に不備または不法行為等が判明した場合、パーソナルメディア社は何らの責任を負うことなく当該売買契約を解約することができるものとします。

第3条 交換・返品

本資料を添付したメールの送信後、または、ダウンロードの完了後は本件資料の交換又は返品をお受けすることはできません。ただし、お客様の責に帰すことのできない以下の各号の事由による場合は除きます。

- (1)本件資料ではない異なる資料をお客様に送信またはダウンロードさせた場合
- (2)本件資料に重大な瑕疵があった場合

第4条 著作権

1. 本件資料の著作権は当フォーラムに帰属します。本件資料の転載や引用は原則として購入者の社内向け資料でのみご利用いただけます。
2. 転載や引用の場合には、当フォーラムの名称および出典元資料名を明記してください。
3. 購入者の社外向け資料への転載や引用は、事前に当フォーラムに申請し、当フォーラムが承諾した場合に限ります。当該社外向け資料が対価を伴う出版物等の場合、当フォーラムの承諾を得ることに加えて、当該出版物等を当フォーラムへ1部以上納品してください。
4. 当フォーラムは、本件資料の転載・引用された情報等の原内容そのものについてのみ責任を負うものであり、転載・引用された結果として何らかの問題が生じた場合、その責任の一切は、お客様または本件資料の使用者にあるものとします。

第5条 購入部署限定版の制限

1. お客様が購入した本件資料が、お客様がご所属される部署でのご利用に限定する「購入部署限定版」の場合、お客様情報の所属部署名欄に記入された当該部署に所属される方のみご利用いただけるものと

します。

2. 当該部署に所属される方のみ閲覧できるように制限されるよう管理されている条件を満たす場合、共有ネットワークへの登録、閲覧を許可します。

第6条 購入法人限定版の制限

1. お客様が購入した本件資料が、お客様がご所属される法人でのご利用に限定する「購入法人限定版」の場合、お客様情報の法人名欄に記入された当該法人に所属される方のみご利用いただけるものとします。

2. 当該法人に所属される方のみ閲覧できるように制限されるよう管理されている条件を満たす場合、共有ネットワークへの登録、閲覧を許可します。

第7条 免責

1. 当フォーラムおよびパーソナルメディア社またはそのいずれかが、本規約に違反し、または本規約に定める債務を履行しないことによってお客様に損害を与えた場合であっても、当フォーラムおよびパーソナルメディア社が負担する合計の損害賠償金額は、お客様が購入された本件資料の金額を上限とします。

2. いかなる場合であっても、当フォーラムおよびパーソナルメディア社は、当フォーラムおよびパーソナルメディア社の責に帰することのできない事由から生じた損害、本件資料の利用または利用不能によって生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、および、逸失利益等によって生じた損害の賠償責任を負わないものとします。

第8条 保証

当フォーラムおよびパーソナルメディア社は本件資料が、お客様の利用目的に合致することを保証いたしません。

第9条 分離可能性

本規約に定める条文の一部が、第11条に定める合意管轄裁判所により、無効、違法、または不能であると判断された場合でも、本規約の残りの条文の有効性、適法性及び強制可能性は一切影響を受けず有効に存続するものとします。

第10条 準拠法

本規約は日本語によるものを正とし、その他の言語による翻訳は参考とします。また、本規約の成立、有効性および履行は全面的に日本法により支配され、解釈されるものとします。

第11条 合意管轄裁判所

本規約の内容および本規約の履行に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2014年4月22日制定即日施行

2015年4月1日改正版制定、即日施行